Your World First



ロシア最高裁総会決議が重要な国際私法の論点を明確化

2019 年 9 月

Русская версия

2019 年 7 月 9 日、ロシア最高裁総会は、初めて国際私法の基本原則を規定する決議を採択した。それにより、2013 年 9 月に採択され、2013 年末に施行された国際私法に関するロシア連邦民事法令に対する数多くの論点が明確となる。本決議の要点は以下の通りである。

外的要素の概念

最高裁は国際私法における外的要素の概念を拡大した。国外に関するいかなる法も外的要素とみなされるであろう。

公序則

最高裁は、適用される外国法と同様の規定がロシア法にない場合、そのこと自体が公序則適用の根拠とはならないことを明確化した。

これにより、外国法に準拠する責任が、ロシアの公序に反するとロシア法廷において不当に主張して、責任を回避しようとする人々による不誠実な行為を回避することになるであろう。

権限の範囲

取引に異議が申し立てられた場合、法人が、その準拠法、いわゆる「私法」により取引の結果に制限があることを争えないのは、以下の事情がある場合である。

- 取引が、当該法人の私法の国外で完了する場合、または、
- 取引完了地の国法にこの制限がない場合、または
- 取引の他方当事者がこの制限を知らない、あるいは、知るはずがない場合、つまり、一方当事者が取引に異議を申立ようとしているなら、他方当事者がこの制限を知っていることを証明しなくてはならない。

本解釈により、取引の一方当事者の私法により規定された制限に基づく取引への根拠なき異議が回避されることとなるであろう。

適用法に基づく黙示契約

当事者が適用法を選択する意志があると裁判所が確認した場合、適用法に基づくいわゆる「黙示合意」の存在を確認する権限がある。たとえば、契約が、ある国の特有な法令に言及している、あるいは、訴訟当事者が同じ適用法に言及している場合、そのような黙示合意があると確認されうる。

同時に、当事者が紛争の審理地を選択したとしても、当該当事者が当該紛争において審理地の実体法を準拠法とすると決定したことにはならない、と最高裁は述べている。

当事者が適用法を選択しなかった場合、抵触法の規範に基づき、管轄裁判所または仲裁裁判所が適用法を決定する。

法の選択

第三者の権利

当事者が、契約締結後、適用法を選択した場合、この選択についての契約当事者の合意についての説明を受けておらず、また、当事者の法的承継者でない第三者は、異議を申し立てる際、当事者間の合意以前に適用された法を準拠法とする権限がある。

これは、契約が締結され、当事者が準拠法を選択する以前の契約上の権利を主張する第三者に適用されるであろう。

適用の範囲

契約当事者は、様々な契約の部分に対する異なる法の適用が、取引を無効にすることがない限りにおいて、契約に適用する法を全体的または特別な部分において選択することができる。

そうでない場合は（当事者が選択した準拠法では取引が無効になるような場合）、裁判所は、適用法の選択に基づく当事者の合意を、法的強制力のないものと認識し、抵触法に基づく適用法を決定するであろう。

条件付き合意

将来発生するいかなる訴訟においても、原告又は被告となる当事者の選択に基いて適用法が選択される、条件付き合意を当事者はすることができる。

そのような合意の下では、契約に適用される法は、最初の訴えの時に確定する。

同時に、最高裁の見解によると、裁判所は、適用法に基づく代替合意の条件が、事実上完全に異なっていたり、あるいは非対称であることなく、また、特定の一方当事者の意思のみに基づくものではないことを認証しなくてはならない。（たとえば、当該合意は、貸し手だけに、いくつかある選択肢から適用法を選択する—借り手から同様の選択肢を奪うような、機会を付与することはできない。）裁判所は、そのような条件付き合意が有効であるかを検討し、適用法は、抵触法規範に基づいて決定されなくてはならない。

この見解は、完全に異なる（非対称な）仲裁条項は通常認められないとする先の最高裁規則を反映している。

連結点

外的要素を伴う契約の当事者は、適用法に関するその合意において、契約またはその契約当事者になんら関係のない管轄の法を選択することができる。（たとえば、当事者は、中立法を選択することができる。）

同時に、最高裁は、このことが、当事者間の関係要素を取り巻くすべての状況に関連する法の管轄の命令的規範を適用することへの影響はないと言明している。

混合契約

通常、混合契約の締結時点における当事者の居住地または当事者が主要な活動（そのような活動が規定されている場合）を行う事業の本店所在地を管轄する法は、事案にもっとも密接に関係する地に基づいて適用されるべきである。

同時に、法、契約自体または状況により、混合契約を構成する様々な要素に関して別途適用法が決定される可能性もある。

インコタームズ

当事者が、契約書においてインコタームズを用いているが、適用していることを明示していない場合（反対証拠の不在）は、契約締結日に有効なインコ—タームズの版が、契約に適用されるとみなされる。この場合、インコタームズは、適用法の否定的規範に優先するであろう。

一方的取引

一方的取引の下での義務を受け入れた者は、義務受託者の同意を得てのみ、適用法を選択することができる。

結論

本稿は、ロシア民法典第三部第 6 章の主要な注釈となるであろう。なぜなら、本章におけるほとんどすべての規範を扱ってしているからである。

本決定は、ロシア国際私法の根幹の明細を示しており、ロシア民法典の関連条項の実務的適用を目的としている。

上記最高裁による解釈および決定における明確化は疑いなく、外的要素を含む、数多くの問題を解決し、紛争の解決策を見出す助けとなるであろう。そしてまた、ロシア裁判所による国際私法の統一的適用を促進することにもなるであろう。

上記事項についてご不明な点等ございましたら、CMS Russia、担当弁護士にご遠慮なくお問い合わせください。



Sergey Yuryev
Partner | Head of Dispute Resolution

E sergey.yuryev@cmslegal.ru



Georgy Daneliya
Counsel | Head of Japanese Desk

E georgy.daneliya@cmslegal.ru



Mikhail Ivannikov
Associate | Dispute Resolution

E mikhail.ivannikov@cmslegal.ru